

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

行政職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	398	6.4%	職員	398	2,278	36.4%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	1,880	30.0%	職員	1,880			
3級	主任の職務	1,758	28.1%	主任	1,758	1,758	28.1%	主任
				(うち、再任用短時間)	(4)			
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務 3 指導主事の職務 4 事務長の職務 5 守衛長の職務 6 車庫長の職務 7 作業管理長の職務	1,126	18.0%	係長・担当係長	1,024	1,126	18.0%	係長級
				所長・園長	33			
				指導主事・事務長	60			
				守衛長・車庫長・作業管理長	9			
				計	1,126			
5級	課長補佐の職務	394	6.3%	課長補佐	394	394	6.3%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する室の長の職務 3 課に相当する事業所の長の職務 4 副所長の職務(保健福祉センター及び川崎港管理センターを除く。) 5 主任指導主事の職務 6 副館長の職務	523	8.4%	課長・担当課長	485	523	8.4%	課長級
				室長	8			
				所長・館長・園長	25			
				副所長・副館長	5			
				計	523			
7級	1 副区長の職務 2 部長又は担当部長の職務 3 部に相当する室の長の職務 4 部に相当する事業所の長の職務 5 副室長の職務 6 副所長の職務(保健福祉センター及び川崎港管理センターに限る。) 7 事務局の長の職務(看護短期大学及び市民オンブズマン事務局に限る。)	144	2.3%	副区長	7	144	2.3%	部長級
				部長・担当部長	87			
				室長	22			
				所長・館長	21			
				副室長・副所長	7			
計	144							
8級	1 局長、本部長又は担当理事の職務 2 区長の職務 3 会計管理者の職務 4 委員会等の事務局の長の職務 5 技監の職務 6 税務監の職務 7 教育次長の職務	37	0.6%	局長・本部長・担当理事	24	37	0.6%	局長級
				区長	7			
				会計管理者	1			
				事務局長	3			
				税務監	1			
				教育次長	1			
				計	37			
合計		6,260	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

行政職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能的職務に従事する職(以下「技能職」という。)又は単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	2	0.1%	職員	2	1,309	89.8%	職員
2級	相当の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	192	13.2%	職員	192			
3級	高度の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	1,115	76.5%	職員 (うち、再任用短時間)	1,115 (18)			
4級	職長の職務	148	10.2%	職長	148	148	10.2%	職長
合計		1,457	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

医療職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	0	0.0%	職員	0	0	0.0%	職員
2級	係長又は担当係長の職務	3	13.0%	担当係長	3	3	13.0%	係長級
3級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所等の長の職務	4	17.4%	担当課長	4	4	17.4%	課長級
4級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する事業所の長の職務 3 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の課長若しくは担当課長又は課に相当する事業所の長の職務 4 医監の職務 5 副所長の職務(保健福祉センターに限る。)	8	34.8%	担当部長	4	8	34.8%	部長級
				医監	2			課長級
				担当課長	2			
				計	8			
5級	1 局長、本部長又は担当理事の職務 2 困難な業務を行う本庁若しくは事業所の部長若しくは担当部長又は部に相当する事業所の長の職務 3 医務監の職務	8	34.8%	担当理事	2	8	34.8%	局長級
				医務監	1			部長級
				担当部長	1			
				医監	4			
				計	8			
合計		23	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

医療職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医療技術職員の職務	24	4.3%	職員	24	239	42.8%	職員
2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務	215	38.5%	職員	215			
3級	主任の職務	150	26.8%	主任 (うち、再任用短時間)	150 (4)	150	26.8%	主任
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	97	17.4%	係長・担当係長 園長 計	94 3 97	97	17.4%	係長級
5級	課長補佐の職務	35	6.3%	課長補佐	35	35	6.3%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務 3 副所長の職務(保健福祉センターを除く。)	34	6.1%	課長・担当課長 所長 計	32 2 34	34	6.1%	課長級
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する事業所の長の職務 3 副所長の職務(保健福祉センターに限る。)	4	0.7%	部長・担当部長	4	4	0.7%	部長級
合計		559	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

大学教育職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 助教の職務 2 助手の職務	9	31.0%	助教	9	9	31.0%	助教
2級	講師の職務	5	17.2%	講師	5	5	17.2%	講師
3級	准教授の職務	9	31.0%	准教授	9	9	31.0%	准教授
4級	学長又は教授の職務	6	20.7%	学長・教授	6	6	20.7%	教授
	合計	29	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

高等学校教育職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	講師、助教諭、養護助教諭又は実習助手の職務	3	0.8%	実習助手	3	306	84.1%	教諭
2級	1 教諭又は養護教諭の職務 2 高度の知識。経験、技能を有し、実習指導にあたる実習助手の職務	303	83.2%	教諭・養護教諭	296			
				実習教諭	7			
				計	303			
3級	総括教諭の職務	40	11.0%	総括教諭	40	40	11.0%	総括教諭
4級	副校長又は教頭の職務	13	3.6%	副校長・教職	13	13	3.6%	教頭
5級	校長の職務	5	1.4%	校長	5	5	1.4%	校長
	合計	364	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

消防職給料表

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士の職務	483	33.2%	職員	483	780	53.5%	職員
2級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	297	20.4%	職員	297			
3級	主任の職務	413	28.3%	主任	364	413	28.3%	職員・主任
				職員 ※1	49			
				計	413			
4級	係長、担当係長又は出張所長の職務	129	8.9%	係長・担当係長・出張所長	129	129	8.9%	係長級
5級	課長補佐の職務	67	4.6%	課長補佐	67	67	4.6%	課長補佐
				計	67			
6級	課長、担当課長又は副署長の職務 隊長の職務	52	3.6%	課長・担当課長・副署長	51	52	3.6%	課長級
				隊長	1			
				計	52			
7級	部長、担当部長又は署長の職務	15	1.0%	部長・担当部長・署長	15	15	1.0%	部長級
8級	局長又は担当理事の職務	1	0.1%	局長	1	1	0.1%	局長級
合計		1,457	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

※1 平成20年4月1日以前、職務の級が「3級」で、基準となる職務が「特に高度の知識又は経験を必要とする消防副士長の職務」に該当していた職員

※斜字は「川崎市職員の職務の級に係る分類の基準に関する規則」の「基準となる職務」に記載があるものを示す。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	1	50.0%	1	1	50.0%	-
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務	1	50.0%	1	1	50.0%	-
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
合計		2	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

第1号任期付研究員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務	1	100.0%	1	1	100.0%	-
3	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究を独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
4	特に高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について相当の範囲にわたり調整、指導等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
5	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において特に優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
6	極めて高度の専門的な知識経験を有し、研究業績等により当該研究分野において極めて優れた研究者と認められている者がその知識経験等に基づき特に困難な研究で特に重要なものを独立して行う研究員の職務又はその知識経験等に基づき特に重要な研究について広範囲にわたり統括、調整等を行う職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
合計		1	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

第2号任期付研究員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	博士課程終了直後の者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	1	50.0%	1	1	50.0%	-
2	博士課程終了後、特別研究員制度(特別の法律により設立された法人等によって運営され、主として博士課程を修了した優れた研究者に国立試験研究機関等において研究する機会を提供することを内容とする制度をいう。)等により数年にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき研究を独立して行う研究員の職務	1	50.0%	1	1	50.0%	-
3	博士課程終了後、相当の期間にわたり研究に従事したことがある者の有する程度の専門的な知識経験を有する者が当該知識経験に基づき困難な研究を独立して行う研究員の職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
合計		2	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

上下水道企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	40	4.5%	職員	40	259	29.0%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	219	24.5%	職員	219			
3級	主任の職務	347	38.9%	主任	347	347	38.9%	主任
4級	1 係長又は担当係長の職務 2 作業長の職務	173	19.4%	係長・担当係長	164	173	19.4%	係長級
				作業長	9			
				計	173			
5級	課長補佐の職務	49	5.5%	課長補佐	49	49	5.5%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する所、センター及び場の長の職務	53	5.9%	課長・担当課長	39	53	5.9%	課長級
				所長	13			
				場長	1			
				計	53			
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当するセンター、場及び所の長の職務	12	1.3%	部長・担当部長	8	12	1.3%	部長級
				所長	3			
				場長	1			
				計	12			
8級	担当理事の職務	0	0.0%	担当理事	0	0	0.0%	局長級
合計		893	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

上下水道企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能的職務に従事する職(以下「技能職」という。)又は単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	2	1.2%	職員	2	149	86.1%	職員
2級	相当の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	13	7.5%	職員	13			
3級	高度の技能、経験を必要とする技能職又は業務職の職務	134	77.5%	職員	134			
4級	職長の職務	24	13.9%	職長	24	24	13.9%	職長
合計		173	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

交通企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	8	9.2%	職員	8	32	36.8%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	24	27.6%	職員	24			
3級	主任の職務	17	19.5%	主任	17	17	19.5%	主任
4級	1 係長、副所長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	15	17.2%	係長・担当係長	15	15	17.2%	係長級
5級	課長補佐の職務	8	9.2%	課長補佐	8	8	9.2%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務	11	12.6%	課長・担当課長	10	11	12.6%	課長級
				所長	1			
				計	11			
7級	部長、又は担当部長の職務	4	4.6%	部長・担当部長	4	4	4.6%	部長級
8級	担当理事の職務	0	0.0%	担当理事	0	0	0.0%	局長級
合計		87	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

交通企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	0	0.0%	職員	0	12	25.0%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	12	25.0%	職員	12			
3級	主任の職務	29	60.4%	主任	29	29	60.4%	主任
4級	1 係長、副所長又は担当係長の職務 2 係に相当する事業所の長の職務	5	10.4%	係長・担当係長	5	5	10.4%	係長級
5級	課長補佐の職務	2	4.2%	課長補佐	2	2	4.2%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 課に相当する事業所の長の職務	0	0.0%	課長・担当課長	0	0	0.0%	課長級
合計		48	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

交通企業職給料表(3)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能職又は業務職の職務	4	1.0%	職員	4	358	92.3%	職員
2級	相当の技能及び経験を必要とする技能職又は業務職の職務	63	16.2%	職員	63			
3級	高度の技能及び経験を必要とする技能職又は業務職の職務	291	75.0%	職員	291			
4級	職長の職務	30	7.7%	職長	30	30	7.7%	職長
合計		388	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

病院企業職給料表(1)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う職務	2	2.0%	職員	2	33	33.0%	職員
2級	高度の知識又は経験を必要とする職務	31	31.0%	職員	31			
3級	主任の職務	20	20.0%	主任	20	20	20.0%	主任
4級	係長又は担当係長の職務	20	20.0%	係長・担当係長	20	20	20.0%	係長級
5級	課長補佐の職務	9	9.0%	課長補佐	9	9	9.0%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 食養科長の職務	11	11.0%	課長・担当課長	11	11	11.0%	課長級
7級	1 部長又は担当部長の職務 2 部に相当する室の長の職務 3 事務局の長の職務	6	6.0%	部長・担当部長	3	6	6.0%	部長級
				室長	1			
				事務局長	2			
				計	6			
8級	局長又は担当理事の職務	1	1.0%	局長	1	1	1.0%	局長級
合計		100	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

病院企業職給料表(2)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	単純労務に従事する職(以下「業務職」という。)の職務	0	-	職員	0	0	-	職員
2級	相当の経験を必要とする業務職の職務	0	-	職員	0			
3級	高度の経験を必要とする業務職の職務	0	-	職員	0			
4級	職長の職務	0	-	職長	0	0	-	職長
合計		0	-					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

病院企業職給料表(3)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医師又は歯科医師の職務	6	3.2%	職員	6	6	3.2%	職員
2級	副医長の職務	66	35.1%	副医長	64	66	35.1%	係長級
				職員	2			
				計	66			
3級	1 医長の職務 2 副所長の職務(救命救急センター及び かわさき総合ケアセンターを除く。) 3 副室長の職務	38	20.2%	医長	38	38	20.2%	課長級
4級	1 副院長、部長又は担当部長の職務 2 部に相当する室又はセンターの長の 職務 3 副所長の職務(救命救急センター及び かわさき総合ケアセンターに限る。) 4 困難な業務を行う医長、副所長(3級 の副所長に限る。)又は副室長の職務	53	28.2%	副院長	1	53	28.2%	部長級
				部長・担当部長	48			
				室長	1			
				所長	3			
				計	53			
5級	1 病院長又は担当理事の職務 2 困難な業務を行う副院長、部長若しく は担当部長、部に相当する室若しくはセ ンターの長又は副所長(4級第3号の副 所長に限る。)の職務	25	13.3%	病院長	1	25	13.3%	局長級
				担当理事	3			部長級
				副院長	4			
				部長・担当部長	14			
				室長	1			
				所長	2			
				計	25			
合計		188	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

病院企業職給料表(4)

職務の級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	補職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員(以下「医療技術職員」という。)の職務	287	25.4%	職員	287	759	67.2%	職員
2級	高度の技術又は経験を有する医療技術職員の職務	472	41.8%	職員	472			
3級	主任の職務	230	20.4%	主任	230	230	20.4%	主任
4級	1 担当係長の職務 2 看護師長の職務	93	8.2%	担当係長	75	93	8.2%	係長級
				看護師長	18			
				計	93			
5級	課長補佐の職務	19	1.7%	課長補佐	19	19	1.7%	課長補佐
6級	1 課長又は担当課長の職務 2 副薬剤部長の職務 3 副看護部長の職務 4 食養科長の職務	25	2.2%	課長・担当課長	16	25	2.2%	課長級
				副薬剤部長	2			
				副看護部長	5			
				食養科長	2			
				計	25			
7級	副院長、部長又は担当部長の職務	4	0.4%	副院長	2	4	0.4%	部長級
				部長	2			
				計	4			
合計		1,130	100.0%					

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。

等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成28年4月1日現在)

特定任期付職員給料表(病院)

号給	基準となる職務	合計		内訳	職制上の段階		
		(人)	(%)	(人)	(人)	(%)	段階
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務	0	0.0%	0	0	0.0%	-
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務	1	100.0%	1	1	100.0%	-
合計		1	100.0%				

※割合は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合がある。